

2025年4月1日

各位

一般社団法人マンション管理業協会
マンション管理適正評価制度事務局

マンション管理適正評価サイト利用規約の改正について（通知）

表記の件につき、下記のとおりマンション管理適正評価サイト利用規約の改正を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 主な改正理由

- (1) 評価登録業務を円滑に遂行するための改正（第12条）
- (2) 登録情報・評価情報の提供に関する整理（第19条の2、3を新設）
- (3) 個人情報の取扱いを明確にするための条文の整理（第21条）

2. 改正内容

- (1) 以下のとおり改正します。

改正前	改正後
<p>(施設ID及びパスワードの管理) 第12条 協会は、第10条の公開サイトへの掲載を行ったときは、直ちに申請者及び評価者に管理者用の施設ID及びパスワード（以下「施設ID等」という。）を発行するものとする。 以下～4まで略 5 (新設)</p> <p>(新設) (国・地方公共団体等への情報提供) 第19条の2</p> <p>(新設) (受託マンション管理業者への情報提供) 第19条の3</p>	<p>(施設ID及びパスワードの管理) 第12条 協会は、第10条の公開サイトへの掲載を行ったときは、直ちに申請者及び評価者に管理者用の施設ID及びパスワード（以下「施設ID等」という。）を発行するものとする。 以下～4まで略 5 公開中のマンションに限り、評価者の変更、管理会社の変更等により施設ID等の再発行が必要な場合、申請者による届け出に基づき、協会は施設ID等を再発行できる。</p> <p>(国・地方公共団体等への情報提供) 第19条の2 協会は、国、地方公共団体から、マンション政策の企画立案又は実行のために、本サイトに登録された登録情報又は評価情報の提供を求められた場合には、当該機関に対し、求められた情報を提供することができる。 2 前項に定めるほか、協会は、地方公共団体等（公的な活動を行う団体を含む。本項において同じ。）との間で、連携契約等（協会が、地方公共団体等が行うその区域内のマンション政策の企画立案又は実行等に協力する契約。以下同じ。）を締結した場合において、当該団体から、その区域内のマンション政策の企画立案、その実行、マンション調査、公的サービス又はこれらに関連する連絡に関し、区域内マンションの情報提供を求められた場合には、登録情報及び評価情報を提供することができる。 3 協会は、管理組合が管理計画認定申請をする場合において、公益財団法人マンション管理センター（以下、「マンション管理センター」という。）に対し、本サイトに登録された登録情報、評価情報及び事前確認に関わる情報を提供することができる。</p> <p>(受託マンション管理業者への情報提供) 第19条の3 協会は、協会会員社から情報提供の依頼があったときは、当該会員社がマンション管理業務を受託しているマンションに係る登録情報（個人情報を除く。以下、本条において同じ。）、評価情報、公開日等の処理日、及び表示期限を、当該会員社に対し提供することができる。この場合、協会が提供</p>

<p>(個人情報の取扱い) 第21条 略 2 略 一 略 二 略 3 略</p>	<p>できる情報は提供時点のこれらの情報とする。</p> <p>(個人情報の取扱い) 第21条 略 2 略 一 略 二 略 三 管理組合がマンション管理計画認定申請をする場合において、マンション管理センターに登録情報、評価情報及び事前確認に関わる情報の提供をする場合 四 国、地方公共団体から、マンション政策の企画立案又はその実行のために登録情報の提供を求められた場合 五 連携契約等を締結した地方公共団体等（公的な活動を行う団体を含む。本号において同じ。）から、当該地方公共団体等の区域内のマンション政策の企画立案、その実行、マンション調査、公的サービス又はこれらに関連する連絡に関し、情報の提供を求められた場合 3 略</p>
---	---

(2) 附則第4条を追加

改正前	改正後
新設	第4条 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

3. 改正日

2025年5月1日

4. 掲載先

<https://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/valuer/file/terms.pdf>



以上